

九州大学附属図書館規則

平成16年度九大規則第139号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和6年3月13日
(令和5年度九大規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第10条第2項の規定に基づき、附属図書館の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 附属図書館は、図書館資料を収集管理し、九州大学（以下「本学」という。）の職員及び学生の調査・研究に資することを目的とする。

(館長)

第3条 学則第25条の規定により、附属図書館に、館長を置く。

(副館長)

第4条 学則第25条の規定により、附属図書館に、副館長を置く。

(中央図書館)

第4条の2 附属図書館中央図書館（以下「中央図書館」という。）を、伊都地区イーストゾーンに置く。

(分館)

第5条 附属図書館に、分館として、病院地区に医学図書館を、大橋地区に芸術工学図書館を、筑紫地区に筑紫図書館を、伊都地区ウエストゾーンに理系図書館を置く。

(分館長)

第6条 分館（理系図書館を除く。）に、分館長を置く。

2 医学図書館の分館長（「医学図書館長」と称する。）は、病院地区に置かれた部局の教授をもって充てる。

3 芸術工学図書館の分館長（「芸術工学図書館長」と称する。）は、大橋地区に置かれた部局の教授をもって充てる。

4 筑紫図書館の分館長（「筑紫図書館長」と称する。）は、筑紫地区に置かれた部局の教授をもって充てる。

5 分館長は、館長の統轄のもとに、分館の事務を掌理する。

(研究開発室)

第6条の2 附属図書館に、研究開発室を置く。

2 研究開発室の業務及び組織に関し必要な事項は、総長の承認を経て、館長が定める。

(部局図書室)

第7条 附属図書館に、別府病院図書室を置く。

(記録資料館)

第8条 附属図書館に、記録資料館を付設する。

2 記録資料館の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(商議委員会)

第9条 附属図書館に、図書館に関する重要事項を審議するため、商議委員会を置く。

2 商議委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第10条 中央図書館及び分館（以下「中央図書館等」という。）に、中央図書館等の運営等を審議させるため、運営委員会を置く。

2 各運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、当該中央図書館等が置かれた地区の部局の意見を聞いて、館長が定める。

(運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営等に関して必要な規則は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則 (平成16年度九大規則第227号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成17年度九大規則第16号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。
附 則 (平成17年度九大規則第88号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年度九大規則第127号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年度九大規則第105号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年度九大規則第152号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則 (平成23年度九大規則第7号)

この規則は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
附 則 (平成24年度九大規則第56号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 (平成26年度九大規則第109号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (平成30年度九大規則第40号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。
附 則 (令和4年度九大規則第40号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。
附 則 (令和5年度九大規則第29号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。